

議会運営委員会会議録

令和2年2月18日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：23

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 予算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：令和2年度一般会計予算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：2月20日（木）午後5時
 - (4) 設 置 時 期：2月25日（火）定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 2月19日（水）午後5時
 - (2) 代表質問通告締切日 2月19日（水）午後5時
 - (3) 議案に対する質疑通告締切日 2月26日（水）午後5時
 - (4) 意見書案・請願提出締切日 2月26日（水）午後5時

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。令和2年度第1回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

まず、予算関係の議案から、ご説明申し上げます。

「議案第1号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」から、「議案第4号 令和元年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、令和元年度補正予算資料で説明させていただきます。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業にかかる経費と、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。一般会計は、14億8751万6千円を追加して、補正後の予算総額を717億7433万7千円にしようとするものでございます。また、11の特別会計のうち、今回補正いたします2つの会計で、393万7千円を追加いたしております。企業会計では、下水道事業会計で1億5963万5千円を追加いたしております。合計で16億5108万8千円を増額するものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、「議案第5号 令和2年度飯塚市一般会計予算」から、「議案第20号 令和2年度飯塚市立病院事業会計予算」までの令和2年度予算関連議案について、一括してご説明申

申し上げます。令和2年度当初予算資料で説明させていただきます。

3ページをご覧ください。予算額につきまして、一般会計で689億9600万円を計上いたしております。前年度比で40億5600万円、率にして6.2%の増となっており、重要施策として「交流センター整備事業」、「浸水対策事業」及び、新体育館建設を含む「体育施設整備事業」のほか、各施策実施に係る経費を計上するものでございます。

特別会計では、各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため、11の会計で527億2634万5千円を計上いたしております。

企業会計では、上下水道の維持管理、建設改良事業、市立病院の運営事業に係る経費等、4つの会計で88億694万2千円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。今回、計上いたしております予算の主なものについて、その概要を費目ごとにまとめ、予算書のページ番号を記載いたしております。また、資料の右側には、新年度と今年度との予算額が比較できるように記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、46ページ以降には、歳入歳出などの前年度との比較資料、市債および基金の状況表等を添付いたしております。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連以外の議案について、ご説明申し上げます。議案概要をお願いいたします。「議案第21号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第22号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、所期の目的を達成した飯塚市新地方卸売市場整備事業者選定委員会を廃止するものでございます。

「議案第23号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、行政協力員及び行政協力補助員の報酬に係る規定を削除するものでございます。

「議案第24号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員等の農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて支給する年額報酬について、新たに規定するものでございます。

「議案第25号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、会計年度任用職員の健康診断に伴う負担金等について、現金での支払によらず報酬から控除することができるように、また、期末手当の支給に関する規定を整備するものでございます。

「議案第26号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、住民基本台帳法の改正に伴い、住民票及び戸籍の附票の除票の写し等に係る交付手数料に関する規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第27号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われたので、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものでございます。

「議案第28号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、子育て支援センターの管理運営について、指定管理者に行わせることを可能とするため、関係規定を整備、また、児童福祉法に基づき、子育て支援センターの利用者について規定するもの

でございます。

「議案第29号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、外来診療に係る子ども医療費の支給対象者を小学校第6学年修了前までから中学校第3学年修了前までに拡大するものでございます。

「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、牟田集会所及び庄内元吉第2集会所を無償譲渡するため、廃止するものでございます。

「議案第31号 飯塚市協働のまちづくり推進条例」につきましては、協働のまちづくりを推進するため、その基本理念を定め、市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の役割を明らかにし、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

「議案第32号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明—事務処理要領の一部が改正されたことから、印鑑登録の資格を有しない者のうち、現行の成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第33号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」につきましては、本町駐車場及び東町駐車場の廃止、飯塚立体駐車場の供用時間の変更、飯塚立体駐車場及び飯塚文化会館駐車場の上限金額の設定を行うものでございます。

「議案第34号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例」につきましては、潤野下区農機具保管庫について、農業施設としての用途を廃止するものでございます。

「議案第35号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、卸売市場法の改正及び福岡県卸売市場条例の廃止に伴うもので、地方卸売市場の業務に関し、必要な措置を講じるため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第36号 契約の締結」につきましては、鯉田交流センター建設工事について、友信建設株式会社と2億7526万2900円で請負契約を締結するものでございます。

議案第37号から4ページの第38号の2件の財産の譲渡につきましては、牟田集会所及び庄内元吉第2集会所の建物を、それぞれ地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

「議案第39号 財産の無償貸付け」につきましては、筑穂ふれあい交流センターを利用したふれあい広場事業を実施するため、施設の一部を、引き続き、筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けるものでございます。

「議案第40号 土地の処分」につきましては、パークタウン潤野の1万8841.71平方メートルを未来エステート株式会社に売却するもので、処分価格は1億3800万円でございます。

5ページをお願いいたします。「議案第41号 権利の放棄」につきましては、飯塚市山倉、綱分、田川市大字弓削田地内の鉱業権を放棄するものでございます。

議案第42号から第44号までの3件の訴えの提起につきましては、学校敷等にある個人名義の土地を、学校用地等として取得する必要がありますが、これらは長期にわたり市が管理してきた土地であることから、所有者及び所有者の相続人に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による所有権移転登記手続請求訴訟を提起するものでございます。

議案第45号と第46号の市道路線の廃止、認定につきましては、公営住宅建替え、開発帰属等に伴い3路線を廃止し、14路線を認定するものでございます。

6ページをお願いいたします。議案第47号から第51号までの5件の人事議案につきましては、任期満了に伴う教育委員会委員1名の任命について議会の同意を、また、人権擁護委員4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に、報告第1号から7ページの第5号までの5件の報告、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な和解の申立て」、「市営住宅使用料請求事件及び学校給食費請求事件に係る支払督促申立に対する異議申立て」の専決処分、平成30年度の「児童虐待の状況に関する報告」につきましても、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和2年第1回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第1号は総務委員会に、2号は協働環境委員会に、3号及び4号は経済建設委員会に、5号は後ほどご審議いただきます予算特別委員会に、6号は協働環境委員会に、7号は福祉文教委員会に、8号は協働環境委員会に、9号から14号までの6件は経済建設委員会に、15号は協働環境委員会に、16号は福祉文教委員会に、17号から20号までの4件は経済建設委員会に、21号から23号までの3件は総務委員会に、24号は経済建設委員会に、25号は総務委員会に、26号は協働環境委員会に、27号及び28号は福祉文教委員会に、29号から32号までの4件は協働環境委員会に、33号から35号までの3件は経済建設委員会に、36号から39号までの4件は協働環境委員会に、40号は総務委員会に、41号は経済建設委員会に、42号から44号までの3件は福祉文教委員会に、45号及び46号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第47号から51号までの5件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項5件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和2年第1回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、2月25日から3月19日までの24日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。このうち、初日の4番目の報告中、「川上直喜議員に対する懲罰特別委員長 報告、質疑、討論、採決」につきましては、地方自治法第117条の規定に基づき、川上議員は除斥となります。

なお、川上議員より、弁明の申し出がっておりますので、委員長報告、質疑の後、申し出を受けることを諮っていただき、可決されましたら、一旦入場して、弁明を行っていただくこととなります。その後、一旦退場していただき、討論、採決を行うこととなります。

また、初日の7番目の「議案に対する質疑、委員会付託」につきましては、後ほどご審議いただくこととしております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、特別委員会の設置について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議案第5号 令和2年度飯塚市一般会計予算」につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置しまして、審査日程につきましては、今定例会中の3月11日、13日、及び16日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和2年度 一般会計予算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第5号 令和2年度飯塚市一般会計予算」について、事務局説明のとおり、特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和2年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、委員の人員割り振り等について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りににつきましては、「令和2年度一般会計予算特別委員会人員割表」をご覧ください。委員定数は先ほど申しました11人ということでございます。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。選出委員の届け出期限につきましては、2月20日、木曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては2月25日、火曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。委員の人員割り振りについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、人選の届け出期限は、2月20日、木曜日、午後5時までとし、特別委員会の設置時期については、2月25日、火曜日、本会議初日での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問、代表質問の通告締め切りにつきましては、明日、2月19日、水曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、代表質問における質問時間につきましては、申し合わせにより、会派の構成人数に15分を乗じて得られた時間以内となっておりますので、留意されますようお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、2月26日、水曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第5号 令和2年度飯塚市一般会計予算」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は2月25日、火曜日の定例会初日、本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。